



市第 2819 号

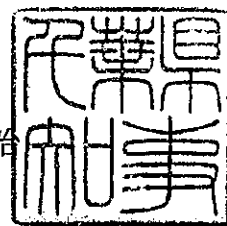
千葉県個人情報保護審議会 様

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用
拡大及び保護措置について（諮問）

下記のことについて、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 40
第 2 項の規定により諮問します。

平成 30 年 3 月 1 日

千葉県知事 鈴木 栄 治



記

- 1 下記の 4 事務を本人確認情報の利用事務に追加する「住民基本台帳法に基づ
く本人確認情報の利用及び提供に関する条例」（平成 24 年千葉県条例第 84 号）
の改正について
 - (1) 国公立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務
 - (2) 私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務
 - (3) 公立の高等学校における学び直し支援金の支給に関する事務
 - (4) 私立の高等学校等における学び直し支援金の支給に関する事務

- 2 「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改
正において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」（平成 27 年千葉県条例第 62
号）に規定する事務を、本人確認情報の利用事務に追加する場合にあっては、
千葉県個人情報保護審議会への報告事項とすることについて